

**甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうち  
砂糖製造業等生産性向上整備事業（国内産いもでん粉生産性向上整備事業）  
審査基準**

国内産いもでん粉生産性向上整備事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果のポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、同じメニューの中の達成すべき成果目標基準及び成果目標に対する現況値のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

国内産いもでん粉工場の生産性向上整備に係るポイント

メニュー	類別	達成すべき基準及びポイント
1. 労働生産性の向上	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性を2%以上向上</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間における労働生産性の平均と比較して1%以上高い</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
2. 衛生管理の高度化	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の高度化</li> <li>HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること</li> <li>・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>HACCPに沿った衛生管理の実施</li> <li>・・・・・・・・・・5ポイント</li> </ul>
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の実施状況</li> <li>自社基準により衛生管理を実施</li> <li>・・・・・・・・・・5ポイント</li> </ul>
3. 輸出の拡大	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・でん粉製造量に占める輸出量を2%以上増加</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>

	成果目標に対する現況値	・過去5年間におけるでん粉製造量に占める輸出量の平均と比較して1%以上高い 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
--	-------------	--

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募主体の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。